

身辺雑話

有末武夫

いま、私の頭の中の全部を占領していることは、私の定年が昭和59年度末(昭和60年3月末)だと思っていたのに、実は58年度末が定年だったということである。定年までの期間が2年から1年に半減したのである。私にとって一大事件といわざるをえない。誤った認識の原因は群大の庶務係も私も、定年の規定の解釈が間違っていたことにあるようだ。群大の定年は満65才で、規定には満65才に達した日の所属する年度の終りまで勤務できるというように書かれているという。私は1919年4月1日生れであるから満65才に達する日は1984年の4月1日で、その日の所属する昭和59年度末まで勤められる、というのが庶務係の解釈で、数年前からそのように知らされており、私もそれを当然と思っていた。

ところが今回、群大へ今後10年間の定年退官予定者を書き出すよう通達があり、私の定年予定は昭和59年度末として提出されたが、それに対してクレームがついたらしい。それは満65才に達するという事実の認定は、民法に規定されていて、正確に言えば、満年齢が1才ふえるのは、翌年の誕生日ではなくて、誕生日の前日が終了した時点だということである。もちろん民法には誕生日とか満1才というような規定のしかたではなく、年限とか期限というものを法律用語を用いて明記してあるので、それを定年にあてはめると上のようなことになるというのである。私が満65才になるのは昭和59年の3月31日が終了した時点であるから、その時点の所属する日は昭和59年3月31日で、その日が所属する年度は昭和58年度なのだそうである。法律的知識の乏しい私には、そういうものですか

というよりほか、返事のしようもないのである。

私にとって、定年は研究上の区切りをつけるのによい機会であると、かねがね考えていた。「日本の交通」(古今書院1968)以後に書いた交通地理関係の論文をまとめて単行本にすること。「日本地誌」の編集に関係しはじめた1960年以降、つねに念頭から離れなかった地誌への関心を具体化すること。この2点はぜひ実現したいと思っていた。前者については刊行助成金の申請をしてみたりした。後者については1977年以降毎年群馬県の地誌の記載を継続し、1982年に県内全地域の記載を完了し、県全体のまとめと、地誌学本質論とを残すのみとなった。これらを昭和59年度中に完了するつもりで整理を続けてきたが、近年は老眼の度が進み、仕事に根気がなくなり、とかく予定が遅れがちになったり、心ならずも手抜きをせざるをえなくなったりして、困惑することが多かった。定年繰上げの知らせを受けたのが、この1月26日で、それ以来私の頭の中は混乱に混乱を重ねている。

今年の年賀状には、2年後の定年までにやり残した仕事は、定年後のあり余る時間を活用してゆっくり完成したい、などとさとったようなことを書いたが、その本音は是が非でもやりとげたいというものであった。それだけに定年までの期間の半減は、頭の中の混乱を激化させたのだ。定年が1年早くなっただけで、このように混乱するのだから、ガンの宣告を受け、余命が6か月ということにでもなったら……。人間の弱さをひしひしと感じている今日この頃である。

(群馬大学)